

長束地区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 本会は、長束地区社会福祉協議会(以下「長束社協」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、長束地区住民の福祉の向上を図り、「住みよいまちづくり」を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の調査及び推進計画
- (2) 社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び広報活動
- (3) 地域福祉活動の推進
- (4) 共同募金事業への協力
- (5) 地域内各種団体との連絡調整
- (6) 他地域の社会福祉協議会等との連絡並びに協力
- (7) その他目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅におく。

(会員)

第5条 本会は、長束地区に居住する住民及び各種団体構成員、または会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入する。

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名 (うち1名は事務局長とする。)
理事	若干名
協議員	若干名
会計	2名
庶務	若干名
会計監査	2名
地域福祉推進委員	1名

(選任)

第8条 本会の、役員の選任は次により行う。

- (1) 協議員は、各町内会・自治会を代表する者、民生委員・児童委員、各種団体の長並びに学識経験者とする。

- (2) 理事及び会計監査は、協議員の互選とする。
- (3) 会長、副会長は、理事の互選とする。
- (4) 会計、庶務は、協議員のうちから会長が委嘱する。
- (5) 地域福祉推進委員は協議員のうちから互選し、理事会の構成員となる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会計、庶務を総括する。
- (4) 理事は、理事会を組織する。
- (5) 協議員は、事業の推進及び調整をおこなう。
- (6) 会計は、会の会計事務を処理する。
- (7) 庶務は、本会の記録の整理、文書事務、報告文書等の作成をする。
- (8) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (9) 地域福祉推進委員は、長束社協における地域福祉活動推進のための連絡・調整及び安佐南区社会福祉協議会との連絡・調整をおこなう。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 会議は、総会、協議会及び理事会とし、会長が召集し議長となる。

- 2 総会は協議会において開催が必要とされた場合に開催する。
- 3 協議会は、次のことを決議する。
 - (1) 事業計画・予算及び事業報告・決算。
 - (2) 会則の改正・廃止。
 - (3) 資産の管理に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めたこと。
- 4 理事会は、総会及び協議会に提出する事項、会の運営に関する事項、総会及び協議会から委託された事項、その他会長が必要と認めた事項を決議し執行にあたる。
- 5 会の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第12条の2 やむを得ない理由により総会が開催できないときは、前条の規定にかかわらず、

あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(部会)

第13 条 本会の事業を運営するため、部会を設けて諸事案を協議し協議会に付議して実行に移す。

(会計)

第14 条 本会の経費は次のものをあてる。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 会費 | (3) 寄附金 |
| (2) 助成金 | (4) その他 |

(会計年度)

第15 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(施行細則)

第16 条 この会則の施行については、別に施行細則を定める。

(区社会福祉協議会協力)

第17 条 本会は、社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会と連絡を密にし、これに協力する。

(附則)

第18 条 この会則は、平成14年4月1日より施行する。

(会則の制定・改定の経過)

昭和43年10月15日制定

昭和49年 4月 1日改定

昭和49年 6月12日改定

昭和57年 5月19日改定

平成 4年11月9日施行する。広島市祇園町長束地区社会福祉協議会会則は廃止する。

平成16年7月1日改定する。(役員の会計3名から若干名)

平成19年6月23日改定する。(役員の副会長2名から3名)

(平成21年度総会において、地域福祉推進委員は、理事を兼ねることを確認した。)

令和3年4月1日改定する。(書面表決を新設した。)